尾張東部衛生組合地球温暖化防止実行計画
（事務事業編）

令和４年４月

尾張東部衛生組合

1　基本的事項

1-1　計画策定の根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）第 21 条第 1 項で、全ての都道府県及び市町村は事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされている。

特別区についても地方自治法に基づく市に関する規定が適用され、一部事務組合及び広域連合についても、地方自治法に基づく普通地方公共団体に関する規定が準用されるため、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられている。

また、上記計画を策定・改定した際は、遅滞なく公表すること、加えて毎年 1 回、地球温暖化防止実行計画に基づく措置の実施状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表しなければならないとされている。

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条

（地方公共団体実行計画等）
第 21 条　都道府県及び市町村は、単独又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
2～7（略）
8　都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
9　第 5 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
10　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

本計画は、以前の地球温暖化対策実行計画の計画年度が令和 3 年度までであったことを受け、法の規定に基づき内容を見直し、尾張東部衛生組合（以下、「当組合」という。）の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための目標と取り組みを決定し、これをもって地球温暖化対策の推進に寄与することを目的に策定したものである。

1-2　計画の期間

本計画の期間は令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年とする。

これは、法第 26 条を根拠とする温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく報告等と計画期間を合わせるための措置として 3 か年とするものである。

1-3　計画の基準年度

前回までは計画開始年度の前年度を基準年度としていたが、温室効果ガスの排出量は、コロナ禍における特殊事情により令和2年度は大きく増加しており、本計画の開始年度の前年度である「令和3年度」も同様である。また、新しい生活様式の継続は今後のプラスチックごみの増加に影響を及ぼすと考えられる一方、瀬戸市において令和4年10月から容器包装プラスチックの分別収集が開始され、温室効果ガス排出量の削減が期待できる要因も存在する。こうしたことなどを勘案し、計画開始年度の直近でコロナ禍による特殊事情が存在しない「令和元年度」を基準年度とする。

1-4　計画の対象

法に定める温室効果ガスを対象とし、当組合における事務・事業を対象とする。

(1) 対象とする温室効果ガス

法で対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）の7種類であるが、ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）は当組合の事務・事業から排出する量が極めて微量で、かつ、排出量の把握が困難であるため、対象から除外することとする。

表1　温室効果ガスの種類一覧

温室効果ガス名		主な発生源・用途など	地球温暖化係数※
対象	二酸化炭素（CO_2）	産業、民生、運輸部門における化石燃料の燃焼	1
	メタン（CH_4）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門、廃棄物の埋立て	25
	一酸化二窒素（N_2O）	農林業における窒素肥料、ガソリンの燃焼	298
対象外	ハイドロフルオロカーボン（HFC）全13種類	エアコンや冷蔵庫の冷媒 エアゾール製品の噴射剤	14,800など
	パーフルオロカーボン（PFC）全7種類	半導体の製造	7,390など
	六フッ化硫黄（SF_6）	変電設備に封入されている電気絶縁ガス	22,800
	三フッ化窒素（NF_3）	半導体素子、液晶素子、太陽電池などの電子デバイスの製造	17,200

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数値のことを言う。

(2) 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの排出量は次の式で算定する。

温室効果ガス排出量　＝　活動量　×　排出係数（地球温暖化係数）

活動量

活動量とは、使用量、焼却量などの排出活動の規模を示す指標である。法で規定する活動量は、温室効果ガスごとに示され、使用量/年、走行距離/年、処理量/年で表す。

排出係数

排出係数とは、法施行令により温室効果ガスごとに決められており、社会情勢の変化等により施行令改正の際、排出係数が変更となった場合は、算定時の施行令で定められている数値を用いることとする。

(3) 対象とする事務・事業の範囲

当組合における事務・事業を対象とし、温室効果ガス発生量を把握することとする。

2　目標

2-1　温室効果ガス削減に関する目標

平成 14 年 3 月に「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画」を策定してから、基準年度の〇〇%削減という目標を立てて取り組んできたが、削減に向けて行う施設の運用に関する取り組みには、安全で安定的な燃焼を確保するため温度、空気量などといった最低限の基準があり一定の制約を受けること、また、ごみの分別、減量及び資源のリサイクルといった基本的なごみの排出に関しては、構成３市の取り組みに委ねざるを得ないものが多いことから、平成 28 年度以降は基準年度の現状維持を目標としている。

「目標：温室効果ガスの排出量を基準年度の令和元年度と同等程度とする。」

2-2　温室効果ガスの排出量の算定

本組合の事務及び事業活動で排出される温室効果ガスについて、令和元年度のデータをまとめたものが表 2-1 から表 2-4 である。

表 2-1　令和元年度温室効果ガスの排出量（CO_2）

	区分	活動量	排出係数	排出量（kg-CO_2）
電気	買電電力量（晴丘 C）	81,466kWh	0.309	25,172
	買電電力量（北丘）	216,821kWh	0.457	99,087
	買電電力量（憩いの家）	59,460kWh	0.457	27,173
	買電電力量（曽野井戸）	3,027kWh	0.457	1,383
ごみ焼却	一般廃棄物中の廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類の量	9,431t	2,770	26,123,870
燃料	灯油使用量	40,000L	2.49	99,600
	軽油使用量（前選別）	15,000L	2.58	38,700
	軽油使用量（北丘）	5,100L	2.58	13,158
	LPG 使用量（晴丘）	32 kg	3.00	96
	LPG 使用量（北丘）	1 kg	3.00	3
	LPG 使用量（憩いの家）	12,214 kg	3.00	36,642
	ガソリン使用量	768L	2.32	1,781
合計				26,466,665

表 2-2　令和元年度温室効果ガスの排出量（CH_4）

	区分	活動量	排出係数	排出量（kg-CH_4）
ごみ焼却	一般廃棄物の焼却（連続燃焼式焼却施設）	71,063t	0.00095	67
家庭用機の器使用	LPG 使用量（晴丘）	32kg	0.00023	0
	LPG 使用量（北丘）	1kg	0.00023	0
	LPG 使用量（憩いの家）	12,214kg	0.00023	2
走行距離	公用車（3 台分）	10,797km	0.000010	0
浄化槽の処理	浄化槽の処理（晴丘）	40 人	0.59	23
	浄化槽の処理（北丘）	2 人	0.59	1
	浄化槽の処理（憩いの家）	8 人	0.59	4
合計				97

表 2-3　令和元年度温室効果ガスの排出量（N_2O）

	区分	活動量	排出係数	排出量（kg-N_2O）
ごみ焼却	一般廃棄物の焼却（連続燃焼式焼却施設）	71,063t	0.0567	4,029
家庭用機の器使用	LPG 使用量（晴丘）	32kg	0.0000046	0
	LPG 使用量（北丘）	1kg	0.0000046	0
	LPG 使用量（憩いの家）	12,214kg	0.0000046	0
走行距離	公用車（普通車）（2 台）	9,655km	0.000029	0
	公用車（軽貨物）（1 台）	1,142km	0.000026	0
浄化槽の処理	浄化槽の処理（晴丘）	40 人	0.023	0
	浄化槽の処理（北丘）	2 人	0.023	0
	浄化槽の処理（憩いの家）	8 人	0.023	0
合計				4,029

表 2-4　令和元年度温室効果ガスの排出量の合計

	排出量（kg-CO_2, kg-CH_4, kg-N_2O）	温暖化係数	排出量（kg-CO_2）
CO_2	26,466,665	1	26,466,665
CH_4	97	25	2,425
N_2O	4,029	298	1,200,642
合計			27,669,732

基準年度の令和元年度の温室効果ガス排出量合計は、27,669,732 kg-CO_2 である。

3　具体的な取り組み内容

「本組合の事務及び事業から排出される温室効果ガスを直接的な削減に効果のある取り組み」と「社会全体から排出される温室効果ガスの間接的な削減に貢献する取り組み」の２つに分けることができる。これらの取り組みを複合的に実施することとする。

3-1 温室効果ガスを直接的に削減させる取り組み

対象	具体的な取り組み内容
施設の運用	① 立上げ、立下げ時の灯油の使用量の削減に努める。 ② 施設の点検・整備を適正に実施し、緊急的な施設の停止等が無いよう効率的な運転管理を図る。 ③ 蒸気タービン発電機の効率的な運転に努める。
構成市との連携	① 組合構成市と連携し、ごみの減量化、リサイクルの推進・強化を図る。 ② 構成市に対し、中間処理及び最終処分状況等の情報を提供する。
照明設備	① 使用していない箇所の照明は消灯する。 ② 照明が不要な時間帯は消灯する。 ③ 高効率の照明器具の導入に努める。
OA 機器	① 機器の省電力設定を実施する。 ② 長時間使用しない場合は電源を落とす。 ③ 機器の導入又は更新時、高度な省エネルギー性を有している機器を導入するよう努める。
空調設備	① 室内温度は適正な温度調整を実施する。 ② 必要とする箇所に限り、空調を利用する。 ③ 設備の導入又は更新時、高度な省エネルギー性を有している機器を導入するよう努める。
業務管理	① ノー残業デーを徹底する。 ② 事務分担・内容を見直し、時間外勤務を削減する。 ③ 最後に執務室から退室する職員は、照明及び空調設備の電源が切れていることを確認する。
公用車	① 急な発進、加速をしない。 ② 長時間のアイドリングを避ける。 ③ エアコンは適正温度で使用する。 ④ 給油時にタイヤの空気圧を点検する。 ⑤ 定期的な車両の整備に努め、適正な使用を継続する。

3-2　温室効果ガスの間接的な削減に貢献する取り組み

対象	具体的な取り組み内容
紙類使用量の削減	① ミスコピー、ミスプリントをしないように努める。 ② メール等を活用し、ペーパーレスに努める。 ③ 裏面の利用に努める。
リサイクルの推進	① 分別を徹底的に行い、ごみを減らすよう努める。 ② プリンター等のリユース部品は業者に返却する。
物品の購入	① 事務用品等の購入にあたっては、グリーン購入を推進する。 ② 車両の更新時は、環境に配慮した車種の導入に努める。

これらの項目の実施について、本組合の温室効果ガスの排出に直接的に影響を与えるものではないため、定量的なデータ収集は行わない。

4　計画の推進、点検及び評価

平成 12 年に認証取得し、運用を継続してきた ISO14001 については、平成 31 年 2 月に認証を返上したため、ISO14001 の理念を継承した「環境マネジメントシステム(EMS)」を用い、本計画を推進し点検及び評価を実施する。

具体的には、年 4 回開催される環境管理委員会において実施計画の進捗状況報告に併せて、各施設の電気使用量、発電電力量等を報告する。

なお、毎年 4 月に前年度のデータを集計し、各項目における温室効果ガス排出量を算定することで、点検及び評価につなげることとする。